E-T・M-基-運-01

PARKERIZING GROUP

ミリオン化学株式会社
製品含有化学物質管理基準

制定日　2021.04.16
改訂日　2026.10.01
Ver.5

ミリオン化学株式会社
技術統括部　技術管理Gr発行

目次

◆ 化学物質管理の必要性 ----------P.2

◆ 用語の定義 ----------P.2

1. 禁止化学物質 ----------P.4
1.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(化審法) ----------P.4
第一種特定化学物質
1.2 労働安全衛生法(安衛法) ----------P.6
製造禁止されている有害物
1.3 毒物及び劇物取締法(毒劇法) ----------P.7
特定毒物

2. 削減化学物質 ----------P.7
2.1 削減化学物質

3. 管理化学物質 ----------P.8
3.1 chemSHERPA ----------P.8
3.2 弊社独自管理規制物質 ----------P.9
3.2.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ----------P.9
3.2.1-1 第二種特定化学物質
3.2.1-2 監視化学物質
3.2.1-3 優先評価化学物質
3.2.1-4 特定一般化学物質
3.2.2 水質汚濁防止法 ----------P.21
3.2.2-1 有害物質
3.2.2-2 指定物質
3.2.2-3 油
3.2.3 大気汚染防止法 有害物質 特定物質 揮発性有機化合物
----------P.24
3.2.4 土壌汚染対策法 ----------P.49
3.2.4-1 特定有害物質
3.2.5 紛争鉱物(コンフリクトミネラル) ----------P.50
変更履歴 ----------P52

◆ 化学物質管理の必要性

化学物質には多くの優れた機能があるため、産業分野のみならず日常生活の様々な場面で利用されています。化学物質は社会にとって有益なものですが、中には人や環境（動物やオゾン層等）にとって有害なものも存在します。ミリオン化学株式会社（以下「弊社」という）は化学製品の製造、販売の総合メーカとして会社の責任を認識し、化学物質管理に取り組んでまいりました。

今般、弊社としての基本管理方針を定め、合わせて製品含有化学物質管理基準も制定しました。管理基準は日本国内及び海外各国での化学物質管理規制及び化学物質の危険有害性に関する科学的知見に基づき弊社としての禁止化学物質及び管理物質を選定しています。

◆ 用語の定義

1)環境負荷物質

ヒトや環境に対する危険有害性がある物質、またはその懸念のある物質。
物質としての危険有害性に係わらず、物質が得られる過程において環境や人権等で懸念が持たれる物質。（すべての物質に物質固有の何らかの危険有害性がありますが、危険有害性が高く管理が必要と判断した物質を本管理基準では選定しています。）

2)意図的含有

物質が、材料等の物性、機能、品質、外観の維持のために使用、含有される場合を意図的含有とします。なお原料や触媒、溶媒等の副原料として使用し最終的に除去できず、あるいは除去せず残留しているものは、弊社では「意図的含有」として管理します。なお原材料等中に含まれるこの定義で意図的含有となる物質も意図的含有とします。

3)非意図的含有

物質が、意図的な使用以外で含有されている場合を非意図的含有とします。
・不純物として素材、原材料等に含まれ、工業材料として精製過程で技術的に十分な除去を行っても残留する場合。なお現在材料等中に2）の定義で意図的含有となる物質は非意図的含有とはみなしません。
・製造工程での副生成物で技術的に十分な除去を行っても除去できない場合。なお意図的に低純度の原料を使用したり、通常より低精製度としたために含有される物質は非意図的含有とはみなしません。

4)許容濃度（閾値）

非意図的含有においてその数値未満では禁止や管理対象とみなさない濃度とします。
・濃度は、「均質と見なされる材料の重量」を母数として計算します。
・弊社では意図的含有の場合、濃度に係わらず含有とし情報伝達が必要です。
・非意図的含有の場合でも、含有情報をお持ちの際には情報伝達をお願いします。

5)CAS登録番号　(CASRN)

化学物質に対して、アメリカ化学会（ACS:American Chemical Society)が定める番号です。化学物質毎に唯一の符号が付与されています。物質固有の識別番号として検索できます。しかし、異性体を含めたCASRN　包括名称のCAS RNもあり、CASRN照合のみでは含有なしの判断ではできません。

6)製品含有

製品や包装材などでの部品、材料に含有するすべての場合を指します。例えば、次のような状態を指します。

・対象物質が意図的に使用された状態。
・不純物として含有される状態。
・製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着した状態。
（例えば、製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備から製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部品は禁止化学物質の含有禁止対象として考えなければなりません。）

7)不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、又は反応の過程で生じた技術的に除去できない物質のこととします。

8)chemSHERPA

chemSHERPAとは、（化学品）製品の含有化学物質情報伝達の標準ツールでとして広く用いられているJAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）から発表されているchemSHERPAのこととします。

1. 禁止化学物質

1.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

（施行日： 令和八年六月十七日（（令和七年法律第六十八号）による改正）

第二条

２ この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

（１） 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

（２） 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

（施行日： 令和八年六月十七日（令和七年政令第三百八十二号）改正）

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 （以下「法」という。）第二条第二項 の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一	ポリ塩化ビフェニル
二	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が２以上のものに限る。）
三	ヘキサクロロベンゼン
四	１，２，３，４，１０，１０－ヘキサクロロ－１，４，４ａ，５，８，８ａ－ヘキサヒドロ－エキソ－１，４－エンド－５，８－ジメタノナフタレン（別名アルドリン）
五	１，２，３，４，１０，１０－ヘキサクロロ－６，７－エポキシ－１，４，４ａ，５，６，７，８，８ａ－オクタヒドロ－エキソ－１，４－エンド－５，８－ジメタノナフタレン（別名ディルドリン）
六	１，２，３，４，１０，１０－ヘキサクロロ－６，７－エポキシ－１，４，４ａ，５，６，７，８，８ａ－オクタヒドロ－エンド－１，４－エンド－５，８－ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
七	１，１，１－トリクロロ－２，２－ビス（４－クロロフェニル）エタン（別名ＤＤＴ）
八	１，２，４，５，６，７，８，８－オクタクロロ－２，３，３ａ，４，７，７ａ－ヘキサヒドロ－４，７－メタノ－１Ｈ－インデン、１，４，５，６，７，８，８－ヘプタクロロ－３ａ，４，７，７ａ－テトラヒドロ－４，７－メタノ－１Ｈ－インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル）
九	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド
十	Ｎ，Ｎ’－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、Ｎ－トリル－Ｎ’－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はＮ，Ｎ’－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン
十一	２，４，６－トリ－ターシャリ－ブチルフェノール
十二	ポリクロロ－２，２－ジメチル－３－メチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプタン（別名トキサフェン）

十三	ドデカクロロペンタシクロ［5．3．0．0（2，6）．0（3，9）．0（4，8）］デカン（別名マイレックス）
十四	2，2，2－トリクロロ－1－（2－クロロフェニル）－1－（4－クロロフェニル）エタノール又は2，2，2－トリクロロ－1，1－ビス（4－クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）
十五	ヘキサクロロブター1，3－ジエン
十六	2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジ－ｔｅｒｔ－ブチルフェノール
十七	ペルフルオロ（オクタン－1－スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）又はその塩
十八	ペルフルオロ（オクタン－1－スルホニル）＝フルオリド（別名ＰＦＯＳＦ）
十九	ペンタクロロベンゼン
二十	ｒ－1，ｃ－2，ｔ－3，ｃ－4，ｔ－5，ｔ－6－ヘキサクロロシクロヘキサン（別名α－ヘキサクロロシクロヘキサン）
二十一	ｒ－1，ｔ－2，ｃ－3，ｔ－4，ｃ－5，ｔ－6－ヘキサクロロシクロヘキサン（別名β－ヘキサクロロシクロヘキサン）
二十二	ｒ－1，ｃ－2，ｔ－3，ｃ－4，ｃ－5，ｔ－6－ヘキサクロロシクロヘキサン（別名γ－ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）
二十三	デカクロロペンタシクロ［5．3．0．0（2，6）．0（3，9）．0（4，8）］デカン－5－オン（別名クロルデコン）
二十四	ヘキサブロモビフェニル
二十五	テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）
二十六	ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）
二十七	ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）
二十八	ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）
二十九	6，7，8，9，10，10－ヘキサクロロ－1，5，5a，6，9，9a－ヘキサヒドロ－6，9－メタノ－2，4，3－ベンゾジオキサチエピン＝3－オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）
三十	ヘキサブロモシクロドデカン
三十一	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
三十二	ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が１０から１３までのものであつて、塩素の含有量が全重量の４８パーセントを超えるものに限る。）
三十三	1，1’－オキシビス（2，3，4，5，6－ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）
三十四	ペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩
三十五	ペルフルオロオクタン酸関連物質
三十六	ペルフルオロ（ヘキサン－1－スルホン酸）（別名ＰＦＨｘＳ）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩
三十七	ペルフルオロ（ヘキサン－1－スルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が6のものに限る。）又は［（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル］オキシ基（炭素数が6のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサン－1－スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。）
三十八	2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジ－ターシャリ－ペンチルフェノール（別名ＵＶ－３２８）
三十九	1，1，1－トリクロロ－2，2－ビス（メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）
四十	1，2，3，4，7，8，9，10，13，13，14，14－ドデカクロロ－1，4，4a，5，6，6a，7，10，10a，11，12，12a－ドデカヒドロ－1，4：7，10－ジメタノジベンゾ［a，e］［8］アンヌレン（別名デクロランプラス）

1.2 労働安全衛生法

施行日： 令和八年四月一日（令和七年法律第六十八号による改正）

第五十五条

黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者 に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供 し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する 場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

法 第五十五条ただし書の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けること。この場合において、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第九条第一項の規定による輸入割当てを受けるべき物の輸入に ついては、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならない。

二 厚生労働大臣が定める基準に従って製造し、又は使用すること。

労働安全衛生法施行令（施行日： 令和八年四月一日（令和七年政令第二百六十一号による改正））

第十六条 法第五十五条 の政令で定める物は、次のとおりとする。

一	黄りんマッチ
二	ベンジジン及びその塩
三	４－アミノジフェニル及びその塩
四	石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。） イ；石綿の分析のための試料の用に供される石綿、 ロ；石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿、 ハ；イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿
五	４－ニトロジフェニル及びその塩
六	ビス（クロロメチル）エーテル
七	ベーターナフチルアミン及びその塩
八	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の５パーセントを超えるもの

1.3 毒物及び劇物取締法

施行日： 令和七年六月一日（令和四年法律第六十八号による改正））

第二条 3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であって、次に掲げるものをいう。

No.	化学物質名
一	オクタメチルピロホスホルアミド
二	四アルキル鉛
三	ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイト
四	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト
五	ジメチルー（ジエチルアミドーーークロルクロトニル）ーホスフエイト
六	ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイト
七	テトラエチルピロホスフエイト
八	モノフルオール酢酸
九	モノフルオール酢酸アミド
十	前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって政令で定めるもの

毒物及び劇物取締法指定令

毒物及び劇物取締法指定令（令和六年六月一日（令和六年政令第百九十六号による改正））

第三条 法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

No.	化学物質名
一	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
二	四アルキル鉛を含有する製剤
三	ジエチルパラニトロフエニルチオホスフエイトを含有する製剤
四	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイトを含有する製剤
五	ジメチルー（ジエチルアミドーーークロルクロトニル）ーホスフエイトを含有する製剤
六	ジメチルパラニトロフエニルチオホスフエイトを含有する製剤
七	テトラエチルピロホスフエイトを含有する製剤
八	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
九	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
十	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

2. 削減化学物質

2.1 削減化学物質

一	ノニルフェノール及びその骨格を有する物質

3. 管理化学物質

3.1 chemSHERPA

弊社では日本国内の製品含有化学物質管理情報伝達の標準ツールに係わる情勢より
chemSHERPA　での情報伝達を原則とします。
なお各ツールにつきましては最新版をアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が
運営するホームページよりダウンロードして使用願います。

chemSHERPA
https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool

最新版　　chemSHERPA 化学品データ作成支援ツール　V2R1.03.0
公開：2026-04-24

更新内容

管理対象基準ID	管理対象基準名	制定・改訂
LR01	(日本) 化審法　第一種特定化学物質	2024-12-18
LR02	(米国) 有害物質規制法（TSCA） 使用禁止または制限物質（第6条）	40 CFR 763
LR03	(EU) ELV指令	2000/53/EC
LR04	(EU) RoHS指令 Annex II	(EU) 2015/863
LR05	(EU) POPs規則 Annex I	(EU) 2025/718
LR06	(EU) REACH規則 Candidate List of SVHC for Authorisation（認可対象候補物質）およびAnnex XIV（認可対象物質）	C:2025-06-25, A:(EU) 2022/586
LR07	(EU) REACH規則 Annex XVII (制限対象物質)	(EU) 2025/1090
LR08	(EU) 医療機器規則（MDR）Annex I 10.4 化学物質	CLP:(EU) 2024/2564, SVHC:2025-06-25, BPR:-
LR09	(中国) 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法	2016-07-01
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	2025 GADSL Reference List Version 1.0
IC02	IEC 62474 DB　Declarable substance groups and declarable substances	IEC62474 D31.00
CD01	管理対象候補物質	-

3.2 弊社独自管理規制物質

3.2.1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

3.2.1-1 第２種特定化学物質

化審法に基づき厚生労働省・経済産業省・環境省から告示されるが、告示は物質の改廃のみである。毎年4月頃に経済産業省よりその時点の全対象物質リストが公開される。

NITE　化学物質総合情報システム(化審法：第２種特定化学物質　2025年10月ダウンロード)

	物質名	指定日
1	トリクロロエチレン	平成元年 4月 1日
2	テトラクロロエチレン	
3	四塩化炭素	
4	トリフェニルスズ＝N,Nージメチルジチオカルバマート	平成２年 1月 6日
5	トリフェニルスズ＝フルオリド	
6	トリフェニルスズ＝アセタート	
7	トリフェニルスズ＝クロリド	
8	トリフェニルスズ＝ヒドロキシド	
9	トリフェニルスズ＝脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が９、１０又は１１ のものに限る。）	
10	トリフェニルスズ＝クロロアセタート	
11	トリブチルスズ＝メタクリラート	平成2年9月12日
12	ビス（トリブチルスズ）＝フマラート	
13	トリブチルスズ＝フルオリド	
14	ビス（トリブチルスズ）＝２，３－ジブロモスクシナート	
15	トリブチルスズ＝アセタート	
16	トリブチルスズ＝ラウラート	
17	ビス（トリブチルスズ）＝フタラート	
18	アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝ メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の 炭素数が８のものに限る。）	
19	トリブチルスズ＝スルファマート	
20	ビス（トリブチルスズ）＝マレアート	
21	トリブチルスズ＝クロリド	
22	トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化 合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）	
23	トリブチルスズ＝１，２，３，４，４ａ，４ｂ，５，６，１０，１０ａ－デカヒド ロ－７－イソプロピル－１，４ａ－ジメチル－１－フェナントレンカル ボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ ロジン塩	
24	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が９のものに限る。）	令和7年4月1日

3.2.1-2 監視化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
（施行日： 令和八年六月十七日（（令和七年法律第六十八号）による改正）
第二条
４ この法律において「監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質（新規化学物質を除く。）で厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。
一 第二項第一号イに該当するものであり、かつ、同号ロに該当するかどうか明らかでないものであること。
二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

NITE　化学物質総合情報システム　　(化審法：監視化学物質　2026年10月ダウンロード)

	化審法官報整理番号	官報公示名称
1	1-436	酸化水銀（ＩＩ）
2	3-430	１－ｔｅｒｔ－ブチル－３，５－ジメチル－２，４，６－トリニトロベンゼン
3	3-2239	シクロドデカ－１，５，９－トリエン
4	3-2240	シクロドデカン
6	3-2341	１，１－ビス（ｔｅｒｔ－ブチルジオキシ）－３，３，５－トリメチルシクロヘキサン
7	3-2572	テトラフェニルスズ
8	3-2855	１，３，５－トリブロモ－２－（２，３－ジブロモ－２－メチルプロポキシ）ベンゼン
9	3-3371	Ｏ－（２，４－ジクロロフェニル）＝Ｏ－エチル＝フェニルホスホノチオアート
10	3-3427	１，３，５－トリ－ｔｅｒｔ－ブチルベンゼン
11	4-18	ポリブロモビフェニル（臭素数が２から５のものに限る。）
12	4-67	ジペンテンダイマー又はその水素添加物
13	4-577	２－イソプロピルビシクロ［４．４．０］デカン又は３－イソプロピルビシクロ［４．４．０］デカン
14	4-821	２，６－ジ－ｔｅｒｔ－ブチル－４－フェニルフェノール
15	4-961	ジイソプロピルナフタレン
16	4-961	トリイソプロピルナフタレン
18	5-3581 5-3605	２，４－ジ－ｔｅｒｔ－ブチル－６－（５－クロロ－２Ｈ－１，２，３－ベンゾトリアゾール－２－イル）フェノール
20	4-16	ジエチルビフェニル
21	4-41	水素化テルフェニル
22	4-638	ジベンジルトルエン
23	4-16	トリエチルビフェニル
24	5-256	Ｎ，Ｎ－ジシクロヘキシル－１，３－ベンゾチアゾール－２－スルフェンアミド
25	5-3604	２－（２Ｈ－１，２，３－ベンゾトリアゾール－２－イル）－６－ｓｅｃ－ブチル－４－ｔｅｒｔ－ブチルフェノール
26	3-2835	２，４－ジ－ｔｅｒｔ－ブチル－６－［（２－ニトロフェニル）ジアゼニル］フェノール

27	3-3247	ペルフルオロ（1，2－ジメチルシクロヘキサン）
28	4-39	2，2’，6，6’－テトラ－ｔｅｒｔ－ブチル－4，4’－メチレンジフェノール
29	2-2658, 2-2659	ペルフルオロドデカン酸
30	2-2658, 2-2659	ペルフルオロトリデカン酸
31	2-2658	ペルフルオロテトラデカン酸
32	2-2658	ペルフルオロペンタデカン酸
33	2-2658	ペルフルオロヘキサデカン酸
34	2-2366	ペルフルオロヘプタン
35	2-2366	ペルフルオロオクタン
36	5-71	2，2，3，3，4，4，5－ヘプタフルオロ－5－（ペルフルオロブチル）オキソラン又は2，2，3，3，4，5，5－ヘプタフルオロ－4－（ペルフルオロブチル）オキソラン
37	3-540	4－ｓｅｃ－ブチル－2，6－ジ－ｔｅｒｔ－ブチルフェノール
38	4-1263, 5-5112	1，4－ビス（イソプロピルアミノ）－9，10－アントラキノン
39	6-1849	α－（ジフルオロメチル）－ω－（ジフルオロメトキシ）ポリ［オキシ（ジフルオロメチレン）／オキシ（テトラフルオロエチレン）］（分子量が５００以上７００以下のものに限る。）
40	7-475	2，2，4，4，6，6，8，8－オクタメチル－1，3，5，7，2，4，6，8－テトラオキサテトラシロカン （別名オクタメチルシクロテトラシロキサン）
41	7-475	2，2，4，4，6，6，8，8，10，10，12，12－ドデカメチル－1，3，5，7，9，11－ヘキサオキサ－2，4，6，8，10，12－ヘキサシラシクロドデカン（別名ドデカメチルシクロヘキサシロキサン）

3.2.1-3 優先評価化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

（施行日： 令和八年六月十七日（（令和七年法律第六十八号）による改正）

第二条 5 この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であって、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

NITE化学物質総合情報システム

（化審法：優先化学物質　2026年6月　ダウンロードより）

	化審法官報整理番号	官報公示名称
1	1-172	二硫化炭素
2	1-374	ヒドラジン
3	2-6	ｎ－ヘキサン
4	2-17	１，３－ブタジエン
5	2-20	イソプレン
6	2-35	クロロメタン（別名塩化メチル）
8	2-37	クロロホルム
9	2-39	ブロモメタン（別名臭化メチル）
10	2-53	クロロエタン
11	2-54	１，２－ジクロロエタン
15	2-129	メチルアミン
16	2-134	ジメチルアミン
17	2-186	テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド
18	2-191	ニトロメタン
19	2-218	エチレンオキシド
22	2-275	エピクロロヒドリン
23	2-405	エチレングリコールモノメチルエーテル
24	2-410	２－（１－メチルエトキシ）エタノール
25	2-482	ホルムアルデヒド
26	2-485	アセトアルデヒド
27	2-680	Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド
28	2-728	酢酸ビニル
29	2-798	メチル＝ドデカノアート
31	2-987	アクリル酸メチル
32	2-988	アクリル酸エチル
34	2-1014	アクリルアミド
35	2-1025	メタクリル酸
36	2-1263	エチレンジアミン四酢酸
37	2-1276	ニトリロ三酢酸
38	2-1508	アセトニトリル
39	2-1513	アクリロニトリル
40	2-1733	チオ尿素

41	2-1820	テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）
42	2-1848	ビス（N，N－ジメチルジチオカルバミン酸）N，N’－エチレンビス チオカルバモイルチオ亜鉛）（別名ポリカーバメート）
43	2-2863	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート
45	3-1	ベンゼン
46	3-2,3-60	トルエン
47	3-4	スチレン
48	3-5,3-8	イソプロペニルベンゼン（別名α－メチルスチレン）
49	3-7,3-3427	１，２，４－トリメチルベンゼン
50	3-28,3-60	エチルベンゼン
51	3-39,3-102	ベンジル＝クロリド（別名塩化ベンジル）
52	3-41	ｏ－ジクロロベンゼン
53	3-41	ｐ－ジクロロベンゼン
54	3-105	アニリン
55	3-185	ｍ－フェニレンジアミン
56	3-185	ｏ－フェニレンジアミン
59	3-436	ニトロベンゼン
60	3-442	ｐ－クロロニトロベンゼン
62	3-481	フェノール
64	3-540,9-1805	２，６－ジ－ｔｅｒｔ－ブチル－４－メチルフェノール
65	3-543	ピロカテコール（別名カテコール）
66	3-1307	フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）
67	3-1328	テレフタル酸ジメチル
68	3-1334	テレフタル酸
69	3-1362	１，２，４－ベンゼントリカルボン酸１，２－無水物
70	3-4280	オクタデシルアミン（N－B）トリフェニルボラン
71	3-4392	［3－（２－エチルヘキシルオキシ）プロピルアミン］ トリフェニルホウ素（ＩＩＩ）
74	4-118	メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート
75	4-123	４，４’－（プロパン－２，２－ジイル）ジフェノール（別名４，４’－イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールＡ）
76	4-311	ナフタレン
77	4-634	ジシクロペンタジエン
80	5-839	１，４－ジオキサン
81	5-859	モルホリン
82	5-1097	ε－カプロラクタム
84	5-6271	ビス（２－スルフィドピリジン－１－オラト）銅
85	5-6783	ジカリウム＝ピペラジン－１，４－ビス（カルボジチオアート）
86	3-589,7-172	α－（ノニルフェニル）－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル）
87	7-1279, 7-1283	４，４’－イソプロピリデンジフェノールと１－クロロ－２，３－エポキシプロパンの重縮合物（別名ビスフェノールＡ型エポキシ樹脂）（液状のものに限る。）
91	2-302,2-354	ジエタノールアミン
92	2-689	過酢酸
93	2-690	無水酢酸

94	2-984	アクリル酸
95	2-1146	クロロ酢酸ナトリウム
96	3-2233	シクロヘキサン
97	1-375	ヒドロキシルアミン
98	2-130	エチルアミン
102	2-207	イソプロピルアルコール
105	2-230	エチレングリコール
106	2-234	プロパン－１，２－ジオール
107	2-301	２－アミノエタノール
108	2-308，2-353	トリエタノールアミン
109	2-407, 2-2424，7-97	２－ブトキシエタノール
110	2-422	２－（２－エトキシエトキシ）エタノール
112	2-510	グリオキサール
116	2-542	メチルイソブチルケトン
117	2-670	ギ酸
118	2-740	２－ブトキシエチル＝アセタート
119	2-1145	クロロ酢酸
122	2-1673	硫酸ジメチル
124	2-3049	１－ブタノール
125	3-3,3-60	キシレン
126	3-22	クメン
128	3-1389	安息香酸ベンジル
129	3-2214	１，３－ジイソシアナト（メチル）ベンゼン
131	3-2376	シクロヘキサノン
132	3-2381,3-2389	３，５，５－トリメチルシクロヘキサ－２－エン－１－オン
133	3-2387	（Ｅ）－４－（２，６，６－トリメチルシクロヘキサ－１－エン－１－イル）ブタ－３－エン－２－オン
134	3-2667	３－（４－ｔｅｒｔ－ブチルフェニル）－２－メチルプロパナール
135	5-53	テトラヒドロフラン
136	5-113	Ｎ－メチル－２－ピロリドン
137	5-1044	１，３，５－トリクロロ－１，３，５－トリアジナン－２，４，６－トリオン
138	5-2742	ジナトリウム＝２，２’－ビニレンビス［５－（４－モルホリノ－６－アニリノ－１，３，５－トリアジン－２－イルアミノ）ベンゼンスルホナート］（別名フルオレスセント－２６０）
139	5-3725,9-1110	（Ｔ－４）－ビス［２－（チオキソ－κＳ）－ピリジン－１（２Ｈ）－オラト－κＯ］亜鉛（ＩＩ）
140	3-1884, 3-1906,3-1949	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（アルキルは炭素数が１０から１４までの直鎖アルカンの基に限る。）
143	1-174	炭化ケイ素
144	1-242	二塩化ニッケル（ＩＩ）
145	1-284	三酸化クロム（ＶＩ）
146	1-393	ビス（スルファミン酸）ニッケル（ＩＩ）
147	1-693,1-648	二塩化酸化ジルコニウム
148	1-813	硫酸ニッケル（ＩＩ）
149	2-123	３－クロロプロペン（別名塩化アリル）

150	2-407, 2-2424,7-97	２－イソブトキシエタノール
151	2-759	アリル＝ヘプタノアート
152	2-1277	２，２’，２’’－ニトリロ三酢酸のナトリウム塩
153	2-2509,2-2521	Ｎ－［３－（ジメチルアミノ）プロピル］ステアルアミド
156	3-499,4-57	クレゾール
157	3-503	４－（１，１，３，３－テトラメチルブチル）フェノール
159	5-1043	ナトリウム＝３，５－ジクロロ－２，４，６－トリオキソ－１，３，５－トリアジナン－１－イド（別名ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム）
160	5-6110	２－ｔｅｒｔ－ブチルアミノ－４－シクロプロピルアミノ－６－メチルチオ－１，３，５－トリアジン
161	6-901	アクリル酸重合物のナトリウム塩
162	9-1741	コールタール
163	9-1744	コールタールピッチ
164	2-133,2-176, 2-185,8-310, 8-342	アルカン－１－アミン（Ｃ＝８，１０，１２，１４，１６，１８、直鎖型）、（Ｚ）－オクタデカ－９－エン－１－アミン又は（９Ｚ，１２Ｚ）－オクタデカ－９，１２－ジエン－１－アミン
165	2-176	Ｎ，Ｎ－ジメチルドデシルアミン
166	2-184,9-795, 9-1971	ヘキサデシル（トリメチル）アンモニウムの塩
167	2-184,9-1971	ジデシル（ジメチル）アンモニウムの塩
168	2-184,9-1971	ビス（アルキル（Ｃ＝１２，１４，１６，１８，２０、直鎖型））（ジメチル）アンモニウムの塩
169	2-198	Ｎ，Ｎ－ジメチルアルカン－１－アミン＝オキシド（Ｃ＝１０，１２，１４，１６，１８、直鎖型）、（Ｚ）－Ｎ，Ｎ－ジメチルオクタデカ－９－エン－１－アミン＝オキシド又は（９Ｚ，１２Ｚ）－Ｎ，Ｎ－ジメチルオクタデカ－９，１２－ジエン－１－アミン＝オキシド
170	2-217	デカン－１－オール
171	2-217,2-3704	アルカノール（Ｃ＝１０～１６）（Ｃ＝１１～１４のいずれかを含むものに限る。）
172	2-611,7-973	飽和脂肪酸（Ｃ＝８～１８、直鎖型）のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸（Ｃ＝１６～１８、直鎖型）のナトリウム塩
173	2-814,2-827, 2-2503,7-87, 8-311	Ｎ，Ｎ－ビス（２－ヒドロキシエチル）アルカンアミド（Ｃ＝８，１０，１２，１４，１６，１８、直鎖型）、（Ｚ）－Ｎ，Ｎ－ビス（２－ヒドロキシエチル）オクタデカ－９－エンアミド又は（９Ｚ，１２Ｚ）－Ｎ，Ｎ－ビス（２－ヒドロキシエチル）オクタデカ－９，１２－ジエンアミド
174	2-1290, 2-2707, 9-2027	［（３－アルカンアミド（Ｃ＝８，１０，１２，１４，１６，１８、直鎖型）プロピル）（ジメチル）アンモニオ］アセタート又は（Ｚ）－｛［３－（オクタデカ－９－エンアミド）プロピル］（ジメチル）アンモニオ｝アセタート
175	2-1639, 2-2807, 9-2038	ナトリウム＝アルケンスルホナート（Ｃ＝１４～１６）又はナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート（Ｃ＝１４～１６）
177	1-417	水酸化ニッケル（ＩＩ）
178	2-611,9-1677	飽和脂肪酸（Ｃ＝８～１８、直鎖型）のカリウム塩又は不飽和脂肪酸（Ｃ＝１８、直鎖型）のカリウム塩
179	2-1249	カリウム＝ジエチルジチオカルバマート
180	2-1291,2-2709	２－（Ｎ－ドデシル－Ｎ，Ｎ－ジメチルアンモニオ）アセタート

182	2-2795	2，2－ジブロモ－2－シアノアセトアミド
184	3-326,2-2694	アルキル（C＝１２～１６）（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩
185	3-1585	ヘキシル＝２－ヒドロキシベンゾアート
186	4-613	カンフェン
187	5-683	4，6，6，7，8，8－ヘキサメチル－1，3，4，6，7，8－ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメタン
188	7-97	α－アルキル（C＝9～１１）－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（数平均分子量が1，０００未満のものに限る）
189	7-97	α－アルキル（C＝１２～１５）－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（数平均分子量が1，０００未満のものに限る）
190	2-141	トリエチルアミン
191	1-124	ホスゲン
192	1-158	シアンナトリウム
193	2-184,9-1971	トリメチル（オクタデシル）アンモニウム塩
196	2-759	アリル＝ヘキサノアート
197	2-93	クロロジフルオロメタン
199	3-2657	２－ベンジリデンオクタナール
200	3-2694	ベンジル（ジメチル）（オクチル）アンモニウムの塩
201	3-7, 3-3427	1，3，5－トリメチルベンゼン
203	3-543	ヒドロキノン
204	4-1911	1－（2，3，8，8－テトラメチル－1，2，3，4，5，6，7，8－オクタヒドロ－2－ナフチル）エタノン、1－（2，3，8，8－テトラメチル－1，2，3，4，6，7，8，8a－オクタヒドロ－2－ナフチル）エタノン及び1－（1，2，3，5，6，7，8，8a－オクタヒドロ－2－ナフチル）エタノンの混合物を主成分（80%以上）とする、3－メチルペンター3－エン－2－オンと3－メチリデン－7－メチルオクター1，6－ジエンの反応生成物
205	5-1089	オキサシクロヘキッサデカン－２－オン
206	5-1104,5-3880	1，4－ジオキサシクロヘプタデカン－5，１７－ジオン
207	5-3560	3－（1，3－ベンゾジオキソール－５－イル）－２－メチルプロパナール
208	5-67,9-137	５－ヘプチルオキソラン－２－オン
209	9-1735	クレオソール油
212	2-10	2，2，4，6，6－ペンタメチルヘプタン
213	2-1620, 2-1623	ナトリウム＝1，4－ビス[(2－エチルヘキシル）オキシ]－1，4－ジオキソブタン－２－スルホナート
214	2-1679	ナトリウム＝アルキル（C＝8～１８）＝スルファート
216	2-184	ジメチル[ビス（オクタデセン－１－イル）]アンモニウムの塩
217	2-2936,2-4162	（１－ヒドロキシエタン－１、１－ジイル）ジホスホン酸又はそのカリウム塩若しくはナトリウム塩
218	2-68	モノ(又はポリ）クロロアルカン（C=１４～１７、直鎖型）
219	3-2522,3-2613, 3-3363	リン酸トリトリル
220	4-38,4-244	ジメチル（１－フェニルエチル）ベンゼン
221	5-6165	4，5－ジクロロ－２－オクチルイソチアゾール３（2H）－オン
222	7-110,8-55	（アンヒドロ（又はジアンヒドロ）グルシトールとドデカン酸のモノエステル）とα－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）のモノ（又はポリ）エーテル

223	7-155	α－（アルキル（C＝１０～１６））－ω－（スルホオキシ）ポリ[（オキシエチレン）（又はオキシエチレン/オキシ（メチルエチレン））]のオニウム塩又はナトリウム塩（繰り返し単位の繰り返し数の平均が１～４のものに限る。）
224	7-1951,7-1961	アジピン酸・Ｎ－（２－アミノエチル）（又はN，N’－ビス（２－アミノエチル））エタン－１，２－ジアミン・２－（クロロメチル）オキシラン重縮合物
225	7-872	α－（イソシアナトベンジル）－ω－（イソシアナトフェニル）ポリ[（イソシアナトフェニレン）メチレン]
226	8-118	｛デンプンのポリ[2-ヒドロキシ－３－（トリメチルアンモニオ）プロピル]エーテル｝の塩
227	9-1958	ナトリウム＝（アルキル（C＝１２、分枝型））（アルキル（C＝１２、分枝型）フェノキシ）ベンゼンスルホナート（又はナトリウム＝（アルキル（C＝１２、分枝型）フェノキシ）ベンゼンスルホナート又はナトリウム＝（アルキル（C＝１２、分枝型））（フェノキシ）ベンゼンスルホナート又はニナトリウム＝（アルキル（C＝１２、分枝型））［（アルキル（C＝１２、分枝型））（スルホナト）フェノキシ］ベンゼンスルホナート又はニナトリウム＝（アルキル（C＝１２、分枝型））（スルホナトフェノキシ）ベンゼンスルホナート）
228	2-73	１－ブロモプロパン
229	2-184, 9-1971	N，N，N－トリメチルドデカン－１－アミニウムの塩
230	2-611	カリウム＝２－エチルヘキサノアート
231	2-642, 2-766	３－ヒドロキシ－２，２－ビス（ヒドロキシメチル）プロピル＝オクタデカノアート
232	3-2311, 3-2345, 3-2356	２－ｔｅｒｔ－ブチルシクロヘキシル＝アセタート
233	5-31	フルフリルアルコール
234	6-898	アクリル酸重合物
235	7-114	ナトリウム＝α－（カルボキシラトメチル）－ω－（ドデシルオキシ）ポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）（繰り返し単位の繰り返し数は１から１００までの整数とする。）
236	7-264	α－ヒドロ－ω－ドデカンアミドポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）（繰り返し単位の繰り返し数は２から１０１までの整数とする。）
237	2-139, 2-143	トリオクチルアミン
238	2-176	Ｎ－メチルジデカン－１－イルアミン
239	2-184, 9-1971	Ｎ－エチル－N，Ｎ－ジメチルテトラデカン－１－アミニウムの塩
240	2-413	１，１’－オキシジ（プロパン－２－オール）
241	2-769, 2-2491	２－［（ドデカノイルオキシ）メチル］－２－エチルプロパン－１，３－ジイル＝ジ（ドデカノアート）
242	2-1291, 2-2709	［ジメチル（オクタデシル）アザニウムイル］アセタート
243	2-2607	N，Ｎ－ジエチル－Ｎ－メチル－２－［（２－メチルプロパ－２－エノイル）オキシ］エタン－１－アミニウムの塩
244	2-3231	エチル＝水素＝スルファート
245	3-1023	２，２，２－トリクロロ－１－フェニルエチル＝アセタート
246	3-1730	エチル＝２－フェニルプロパノアート
247	3-4307	ナトリウム＝ドデカノイルオキシベンゼンスルホナート
248	4-658	３ａ，４，５，６，７，７ａ－ヘキサヒドロ－１Ｈ－４，７－メタノインデン－５－イル＝アセタート
249	4-1952	シクロヘキシリデン（フェニル）アセトニトリル

250	7-97	［α－（アルキル（Ｃ＝１６～１８））－ω－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）又はα－（アルケニル（Ｃ＝１６～１８））－ω－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）］（数平均分子量が１，０００未満のものに限る。）
251	9-1473	ナトリウム＝１－オキソ－１λ（５）－ピリジン－２－チオラート
252	1-138	シアン化水素
253	3-1301	フタル酸ジエチル
254	3-4387	５－クロロ－２－（４－クロロフェノキシ）フェノール
255	4-95, 4-96, 4-275	４，４’－ジアミノ－３，３’－ジクロロジフェニルメタン（別名４，４’－メチレンビス（２－クロロアニリン））
256	4-1715	ビシクロ［２．２．１］ヘプタン－２，５（又は２，６）－ジイル＝ジシアニドの混合物
257	-	ポリ（アザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルヘキサン－１，６－ジイル）のカチオン（窒素原子にプロトンが付加することにより生成したものに限る。）の塩※　※　整理番号7-1729「ポリヘキサメチレンビグアニジン」の窒素原子にプロトンが付加することにより生成したカチオンの塩を示す。
258	2-1289, 2-1291, 2-2709	（Ｎ，Ｎ－ジメチルテトラデカン－１－アミニウムイル）アセタート
259	2-1640	ナトリウム＝アルカンスルホナート（Ｃ＝１０～１８）又はナトリウム＝水素＝アルカンジスルホナート（Ｃ＝１０～１８）又はニナトリウム＝アルカンジスルホナート（Ｃ＝１０～１８）
260	2-3065	ナトリウム＝１－メトキシ－１－オキソオクタデカン－２－スルホナート又はナトリウム＝１－メトキシ－１－オキソヘキサデカン－２－スルホナート
261	2-4053	２－｛ジメチル［３－（３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８－トリデカフルオロオクタン－１－スルホンアミド）プロピル］アンモニオ｝アセートを主成分（９５％以上）とする、２－｛ジメチル［３－（３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８－トリデカフルオロオクタン－１－スルホンアミド）プロピル］アンモニオ｝アセートとＮ，Ｎ－ジメチル－３－（３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８－トリデカフルオロオクタン－１－スルホンアミド）プロピルアミンの混合物
262	2-546・	ブタン－２－オン＝オキシム
263	4-1977・	２，２－ジメチル－３－メチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプタンとフェノールの１：１反応生成物を主成分（６０％以上）とする、２，２－ジメチル－３－メチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプタンとフェノールの反応生成物（分子量が４６０以下であるものに限る。）
264	2-1241,2-1747・	ジアゼンジカルボキシアミド
265	5-465	メチル＝（１Ｈ－１，３－ベンゾイミダゾール－２－イル）カルバマート（別名カルベンダジム）
266	7-60・	α，α’－［（アルキル（Ｃ＝８～１８、直鎖型）アザンジイル）ジ（エタン－２，１－ジイル）］ビス［ω－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）］（繰り返し単位の繰り返し数は０以上の整数とする。）（数平均分子量が１，０００未満のものに限る。）
267	7-72・	｛２－ヒドロキシ－Ｎ，Ｎ－ビス（２－ヒドロキシエチル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミニウムと［飽和脂肪酸（Ｃ＝１０～２０、直鎖型）（又は不飽和脂肪酸（Ｃ＝１６～１８、直鎖型））］のエステル｝の塩
268	2-1265	２，２’，２’’，２’’’－（エタン－１，２－ジイルジニトリロ）四酢酸のナトリウム塩

269	7-60	α，α’－［（アルキル（Ｃ＝８～１８、直鎖型）アザンジイル）ビス（エタン－２，１－ジイル（又はメチルエタン－２，１－ジイル））］ビス｛ω－ヒドロキシポリ［オキシエタン－１，２－ジイル／オキシ（メチルエタン－１，２－ジイル）］｝（繰り返し単位の繰り返し数は１以上の整数とする。）（数平均分子量が１，０００未満であるものに限る。）
270	7-66	｛２－ヒドロキシ－Ｎ－（２－ヒドロキシエチル）－Ｎ，Ｎ－ジメチルエタン－１－アミニウムと［飽和脂肪酸（Ｃ＝１０～１８、直鎖型）（又は不飽和脂肪酸（Ｃ＝１８、直鎖型））］のエステル｝の塩又は｛２－ヒドロキシ－Ｎ－（２－ヒドロキシプロピル）－Ｎ，Ｎ－ジメチルプロパン－１－アミニウムと［飽和脂肪酸（Ｃ＝１０～１８、直鎖型）（又は不飽和脂肪酸（Ｃ＝１８、直鎖型））］のエステル｝の塩
271	7-97	α－（アルキル（Ｃ＝６～１８））－ω－ヒドロキシポリ［オキシエタン－１，２－ジイル／オキシ（メチルエタン－１，２－ジイル）］（数平均分子量が１，０００未満であるものに限る。）
272	7-97	α－ヒドロ－ω－［（３－メチルブター３－エン－１－イル）オキシ］ポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）（繰り返し単位の繰り返し数は１以上の整数とする。）（数平均分子量が１，０００未満であるものに限る。）
273	7-141	［α－（アルカノイル（Ｃ＝８～１８、直鎖型））－ω－メトキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）又はα－（アルケノイル（Ｃ＝８～１８、直鎖型））－ω－メトキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）］（繰り返し単位の繰り返し数は１以上の整数とする。）（数平均分子量が１，０００未満であるものに限る。）
274	2-343	Ｎ，Ｎ，Ｎ－トリメチル－１－オキシラニルメタンアミニウムの塩
275	2-414	３－［（２－エチルヘキシル）オキシ］プロパン－１，２－ジオール
276	2-422、7-97	２－（２－ブトキシエトキシ）エタン－１－オール（別名ジエチレングリコールモノブチルエーテル）
277	2-723	Ｎ，Ｎ－ジメチルアセトアミド
278	2-726	酢酸エチル
279	2-727	酢酸ｎ－プロピル
280	2-1667、2-4305	３－（Ｎ，Ｎ－ジメチルドデカン－１－アミニウムイル）－２－ヒドロキシプロパン－１－スルホナートを主成分（８０％以上）とする、亜硫酸水素ナトリウムと（クロロメチル）オキシランとＮ，Ｎ－ジメチルドデカン－１－アミンの反応生成物
281	2-2807、9-2038	カリウム＝オクタデセンスルホナート又はカリウム＝水素＝オクタデセンジスルホナート又はカリウム＝ヒドロキシオクタデカンスルホナート又はニカリウム＝オクタデセンジスルホナート
282	2-2807、9-2038	カリウム＝水素＝ヘキサデセンジスルホナート又はカリウム＝ヒドロキシヘキサデカンスルホナート又はカリウム＝ヘキサデセンスルホナート又はニカリウム＝ヘキサデセンジスルホナート
283	3-1736、3-1761	メチル＝３－（３，５－ジ－ｔｅｒｔ－ブチル－４－ヒドロキシフェニル）プロパノアート
284	3-2492	３－イソシアナトメチル－３，５，５－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート
285 286 287 288	5-3881 1-129 2-184 9-1971 7-88 7-319	１，４－ジオキサシクロヘキサデカン－５，１６－ジオン チオシアン酸銅（Ｉ） Ｎ－デシル－Ｎ－エチル－Ｎ－メチルデカン－１－アミニウムの塩 α－ヒドロ－ω－｛［（９Ｚ）－オクタデカ－９－エノイル］オキシ｝ポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）（繰り返し単位の繰り返し数は１以上の整数とする）
289	1-543	三酸化二アンチモン（Ⅲ
290	2-153	ヘキサメチレンジアミン
291	5-40	フルフラー
292	5-710	ピリジン

293	5-3641 5-6281 5-6337	アルキル（C＝8～16、直鎖型）＝Dーグルコピラノシド又は（Dーグルコピラナン（糖間の結合がグリコシド結合であるものに限る。）のアルキ ル（C＝8～16、直鎖型）グリコシド
294	9-1845	1，2ーベンゾチアゾリンー3ーオン

3.2.1-4 特定一般化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

（施行日： 令和八年六月十七日（（令和四年法律第六十八号）による改正）

第二条 8 この法律において「特定一般化学物質」とは、一般化学物質のうち、次の各号のいずれかに該当する化学物質をいう。

ー イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 継続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるものであること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

ニ イ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に著しい支障を及ぼすおそれがあるものであること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

	化審法官報 整理番号	官報公示名称
1	2-4319	ジアクアビス（オキサラトーκ（2）O，O’）オキシドニオブ酸（1ー）アンモニウムとジアクアビス（オキサラトーκ（2）O，O’）オキシドニオブ酸（1ー）アンモニウムー水（1／n）の混合物
2	2-4324	二銀＝エチンジイド
3	3-4740	（η（5）ーシクロペンタジエニド）トリス（NーメチルメタンアミニドーκN）ジルコニウム
4	5-7124	2ー（4ーアミノフェニル）ー1，3ーベンゾオキサアゾールー5ーアミン
5	5-7137	2，2’ー［シクロヘキサンー1，4ージイルビス（メチレンオキシメチレン）］ビス（オキシラン）を主成分（80%以上）とする、過酸化水素と1，4ービス｛［（プロパー2ーエンー1ーイル）オキシ］メチル｝シクロヘキサンの反応生成物
6	5-7139	ビス［4ー（｛6ー［（プロパー2ーエノイル）オキシ］ヘキシル｝オキシ）フェニル］＝2ー｛［（1，3ーベンゾチアアゾールー2ーイル）（6ー｛［（ナフタレンー1ーイル）アセチル］オキシ｝ヘキシル）ヒドラジニリデン］メチル｝ー1，4ーフェニレン＝ビス［（1r，4r）ーシクロヘキサンー1，4ージカルボキシラート］
7	5-7143	5，11，14，17ーテトラキス［（ジメチルシリル）オキシ］ー1，3，5，7，9，11，14，17ーオクタフェニルトリシクロ［7．3．3．3（3，7）］オクタシロキサン

8	5-7146	4－［1－（2，3－ジメチルフェニル）エチル］－1H－イミダゾール
9	6-4161	2－（ジメチルアミノ）エチル＝2－メチルプロパ－2－エノアート・N－ベンジル－N，N－ジメチル－2－［（2－メチルプロパ－2－エノイル）オキシ］エタン－1－アミニウム＝クロリド共重合物（分子量1，000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）

3.2.2　水質汚濁防止法 有害物質、指定物質

水質汚濁防止法（施行日： 令和七年六月一日（令和四年法律第六十八号による改正））

第二条 法第二条第二項第一号 の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをい

3.2.2-1 有害物質

水質汚濁防止法施行令（施行日： 令和七年四月一日（令和六年政令第一号による改正））

第二条 法第二条第二項第一号 の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

No.	化学物質名
一	カドミウム及びその化合物
二	シアン化合物
三	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）に限る。）
四	鉛及びその化合物
五	六価クロム化合物
六	砒素及びその化合物
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
八	ポリ塩化ビフェニル
九	トリクロロエチレン
十	テトラクロロエチレン
十一	ジクロロメタン
十二	四塩化炭素
十三	1，2－ジクロロエタン
十四	1，1－ジクロロエチレン
十五	1，2－ジクロロエチレン
十六	1，1，1－トリクロロエタン
十七	1，1，2－トリクロロエタン
十八	1，3－ジクロロプロペン
十九	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
二十	2－クロロ－4，6－ビス（エチルアミノ）－s－トリアジン（別名シマジン）

二十一	Ｓ－４－クロロベンジル＝Ｎ，Ｎ－ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
二十二	ベンゼン
二十三	セレン及びその化合物
二十四	ほう素及びその化合物
二十五	ふっ素及びその化合物
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
二十七	塩化ビニルモノマー
二十八	１，４－ジオキサン

3.2.2-2 指定化学物質

水質汚濁防止法施行令（施行日： 令和七年四月一日（令和六年政令第一号による改正））
第三条の三 法第二条第四項 の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一	ホルムアルデヒド
二	ヒドラジン
三	ヒドロキシルアミン
四	過酸化水素
五	塩化水素
六	水酸化ナトリウム
七	アクリロニトリル
八	水酸化カリウム
九	アクリルアミド
十	アクリル酸
十一	次亜塩素酸ナトリウム
十二	二硫化炭素
十三	酢酸エチル
十四	メチル－ターシヤリ－ブチルエーテル（別名ＭＴＢＥ）
十五	硫酸
十六	ホスゲン
十七	１，２－ジクロロプロパン
十八	クロルスルホン酸
十九	塩化チオニル
二十	クロロホルム
二十一	硫酸ジメチル
二十二	クロルピクリン
二十三	りん酸ジメチル＝２，２－ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はＤＤＶＰ）
二十四	ジメチルエチルスルフイニルイソプロピルチオホスフエイト（別名オキシデプロホス又はＥＳＰ）
二十五	トルエン
二十六	エピクロロヒドリン
二十七	スチレン
二十八	キシレン
二十九	パラ－ジクロロベンゼン
三十	Ｎ－メチルカルバミン酸２－セカンダリ－ブチルフエニル（別名フエノブカルブ又はＢＰＭＣ）
三十一	３，５－ジクロロ－Ｎ－（１，１－ジメチル－２－プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
三十二	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はＴＰＮ）
三十三	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（３－メチル－４－ニトロフエニル） （別名フエニトロチオン又はＭＥＰ）

三十四	チオりん酸Ｓ－ベンジル－Ｏ，Ｏ－ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）
三十五	１，３－ジチオラン－２－イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
三十六	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（２－イソプロピル－６－メチル－４－ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
三十七	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（５－フエニル－３－イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
三十八	４－ニトロフエニル－２，４，６－トリクロロフエニルエーテル（別名クロルニトロフエン又はＣＮＰ）
三十九	チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジエチル－Ｏ－（３，５，６－トリクロロ－２－ピリジル）（別名クロルピリホス）
四十	フタル酸ビス（２－エチルヘキシル）
四十一	エチル＝（Ｚ）－３－［Ｎ－ベンジル－Ｎ－［［メチル（１－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ］チオ］アミノ］プロピオナート（別名アラニカルブ）
四十二	１，２，４，５，６，７，８，８－オクタクロロ－２，３，３ａ，４，７，７ａ－ヘキサヒドロ－４，７－メタノ－１Ｈ－インデン（別名クロルデン）
四十三	臭素
四十四	アルミニウム及びその化合物
四十五	ニツケル及びその化合物
四十六	モリブデン及びその化合物
四十七	アンチモン及びその化合物
四十八	塩素酸及びその塩
四十九	臭素酸及びその塩
五十	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
五十一	マンガン及びその化合物
五十二	鉄及びその化合物
五十三	銅及びその化合物
五十四	亜鉛及びその化合物
五十五	フエノール類及びその塩類
五十六	１，３，５，７－テトラアザトリシクロ［３．３．１．１３．７］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）
五十七	アニリン
五十八	ペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）及びその塩
五十九	ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びその塩
六十	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

3.2.2-3 油

水質汚濁防止法施行令（施行日： 令和七年四月一日（令和六年政令第一号による改正））
第三条の四 法第二条第五項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

No.	対象油種
一	原油
二	重油
三	潤滑油
四	軽油
五	灯油
六	揮発油
七	動植物油

3.2.3 大気汚染防止法　有害物質　特定物質　揮発性有機化合物

大気汚染防止法（施行日： 令和八年七月一日（令和八年法律第二十二号による改正））

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。
一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの
第二条 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。
第二条 8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう
第二条 13 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。
第二条 16 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）、特定粉じん及び水銀等を除く。）をいう。
第二条 17 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。
第五条の二 都道府県知事は、工場又は事業場が集合している地域で、第三条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の排出基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準（次条第一項第三号において「大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域としていおう酸化物その他の政令で定めるばい煙（以下「指定ばい煙」という。）ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）にあつては、当該指定地域において当該指定ばい煙を排出する工場又は事業場で環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める規模以上のもの（以下「特定工場等」という。）において発生する当該指定ばい煙について、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

第十七条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

附則 9 環境大臣は、当分の間、有害大気汚染物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を大気中に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）で政令で定めるもの（以下「指定物質排出施設」という。）について、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散の抑制に関する基準（以下「指定物質抑制基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

大気汚染防止法施行令（施行日： 令和四年十月一日（令和三年政令第二百七十五号による改正））

第一条 第一項 大気汚染防止法（以下「法」という。）第二条第一項第三号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

第二条の二 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

第二条の四 法第二条第八項の政令で定める物質は、石綿とする。

第四条 法第二条第十七項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

第十条 法第十七条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

附則 第三項 3 法附則第九項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

中央環境審議会大気環境部会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成22 年10 月15 日）

https://www.env.go.jp/press/13040.html

分類	政令番号	政令名称
ばい煙（いおう酸化物）	法第2 条第1 項第1号	燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
ばい煙（ばいじん）	法第2 条第1 項第2号	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
ばい煙（有害物質）	法第2 条第1 項第3号	物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第１号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの
	政令第1 条第1 号	カドミウム及びその化合物
	政令第1 条第２ 号	塩素及び塩化水素
	政令第1 条第３ 号	弗素、弗化水素及び弗化珪素
	政令第1 条第４ 号	鉛及びその化合物

ばい煙（有害物質）	政令第1 条第５ 号	窒素酸化物
指定ばい煙	政令第7 条の2	硫黄酸化物及び窒素酸化物
揮発性有機化合物（ＶＯＣ）	法第2 条第4 項	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）
揮発性有機化合物（ＶＯＣ）から除く物質	政令第2 条の2 第1号	メタン
	政令第2 条の2 第2号	クロロジフルオロメタン（別名：ＨＣＦＣ－２２）
	政令第2 条の2 第3号	２－クロロ－１，１，１，２－テトラフルオロエタン（別名：ＨＣＦＣ－１２４）
	政令第2 条の2 第４号	１，１－ジクロロ－１－フルオロエタン（別名：ＨＣＦＣ－１４１ｂ）
	政令第2 条の2 第５号	１－クロロ－１，１－ジフルオロエタン（別名：ＨＣＦＣ－１４２ｂ）
	政令第2 条の2 第６号	３，３－ジクロロ－１，１，１，２，２－ペンタフルオロプロパン（別名：ＨＣＦＣ－２２５ｃａ）
	政令第2 条の2 第７号	１，３－ジクロロ－１，１，２，２，３－ペンタフルオロプロパン（別名：ＨＣＦＣ－２２５ｃｂ）
	政令第2 条の2 第８号	１，１，１，２，３，４，４，５，５，５－デカフルオロペンタン（別名：ＨＦＣ－４３－１０ｍｅｅ）
粉じん	法第2 条第7 項	物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質
特定粉じん	政令第2 条の4	石綿
一般粉じん	法第2 条第8 項	粉じんのうち、特定粉じん以外の粉じん
水銀等	法第2 条第13 項	水銀及びその化合物
自動車排出ガス	政令第4 条第1 号	一酸化炭素
	政令第4 条第２ 号	炭化水素
	政令第4 条第３ 号	鉛化合物
	政令第4 条第4 号	窒素酸化物
	政令第4 条第5 号	粒子状物質
特定物質	政令第4 条第1 号	アンモニア
	政令第4 条第2 号	弗化水素
	政令第4 条第3 号	シアン化水素
	政令第4 条第4 号	一酸化炭素
	政令第4 条第5 号	ホルムアルデヒド
	政令第4 条第6 号	メタノール

特定物質	政令第4 条第7 号	硫化水素
	政令第4 条第8 号	燐化水素
	政令第4 条第9 号	塩化水素
	政令第4 条第10 号	二酸化窒素
	政令第4 条第11 号	アクロレイン
	政令第4 条第12 号	二酸化硫黄
	政令第4 条第13 号	塩素
	政令第4 条第14 号	二硫化炭素
	政令第4 条第15 号	ベンゼン
	政令第4 条第16 号	ピリジン
	政令第4 条第17 号	フェノール
	政令第4 条第18 号	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
	政令第4 条第19 号	弗化珪素
	政令第4 条第20 号	ホスゲン
	政令第4 条第21 号	二酸化セレン
	政令第4 条第22 号	クロルスルホン酸
	政令第4 条第23 号	黄燐
	政令第4 条第24 号	三塩化燐
	政令第4 条第25 号	臭素
	政令第4 条第26 号	ニッケルカルボニル
	政令第4 条第27 号	五塩化燐
	政令第4 条第28 号	メルカプタン
有害大気汚染物質	法第2 条第16 項	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙（法第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）、特定粉じん及び水銀等を除く。）
有害大気汚染物質（指定物質）	政令附則第3 項第1号	ベンゼン
	政令附則第3 項第2号	トリクロロエチレン
	政令附則第3 項第３号	テトラクロロエチレン
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の1	亜鉛及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の2	アクリルアミド
	中環審第9 次答申(別表1)の3	アクリル酸エチル
	中環審第9 次答申(別表1)の4	アクリル酸２－ヒドロキシエチル

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の５	アクリル酸メチル
	中環審第9 次答申(別表1)の６	アクリロニトリル
	中環審第9 次答申(別表1)の７	アクロレイン
	中環審第9 次答申(別表1)の８	アセトアルデヒド
	中環審第9 次答申(別表1)の９	アセトニトリル
	中環審第9 次答申(別表1)の１０	ｏ－アニシジン
	中環審第9 次答申(別表1)の１１	アニリン
	中環審第9 次答申(別表1)の１２	３－アミノ－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール（別名：アミトロール）
	中環審第9 次答申(別表1)の１３	１－アリルオキシ－２，３－エポキシプロパン
	中環審第9 次答申(別表1)の１４	アンチモン及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の１５	３－イソシアナトメチル－３，５，５－トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート
	中環審第9 次答申(別表1)の１６	イソブチルアルデヒド
	中環審第9 次答申(別表1)の１７	イソプレン
	中環審第9 次答申(別表1)の１８	４，４’－イソプロピリデンジフェノール（別名：ビスフェノールＡ）
	中環審第9 次答申(別表1)の１９	Ｎ－イソプロピルアミノホスホン酸Ｏ－エチル－Ｏ－（３－メチル－４－メチルチオフェニル）（別名：フェナミホス）
	中環審第9 次答申(別表1)の２０	イソプロペニルベンゼン（別名：α－メチルスチレン）

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の２１	インジウム及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の２２	インデノ［1，2，3－ｃｄ］ピレン
	中環審第9 次答申(別表1)の２３	２－エチルヘキサン酸
	中環審第9 次答申(別表1)の２４	エチルベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の２５	エチレンイミン
	中環審第9 次答申(別表1)の２６	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名：酢酸２－エトキシエチル）
	中環審第9 次答申(別表1)の２７	エチレンジアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の２８	エチレンジアミン四酢酸
	中環審第9 次答申(別表1)の２９	２－エトキシエタノール（別名：エチレングリコールモノエチルエーテル）
	中環審第9 次答申(別表1)の３０	エピクロロヒドリン
	中環審第9 次答申(別表1)の３１	１，２－エポキシブタン
	中環審第9 次答申(別表1)の３２	２，３－エポキシ－１－プロパノール
	中環審第9 次答申(別表1)の３３	２，３－エポキシプロピル＝フェニルエーテル
	中環審第9 次答申(別表1)の３４	塩化アリル（別名：３－クロロプロペン）
	中環審第9 次答申(別表1)の３５	塩化第二鉄
	中環審第9 次答申(別表1)の３６	塩化パラフィン（炭素数が１０ から１３までのもの及びその混合物に限る。）

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の３７	塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン、塩化ビニル）
	中環審第9 次答申(別表1)の３８	塩化ベンジル（別名：ベンジル＝クロリド）
	中環審第9 次答申(別表1)の３９	塩化メチル（別名：クロロメタン）
	中環審第9 次答申(別表1)の４０	１－オクタノール
	中環審第9 次答申(別表1)の４１	カテコール（別名：ピロカテコール）
	中環審第9 次答申(別表1)の４２	ε－カプロラクタム
	中環審第9 次答申(別表1)の４３	キシレン
	中環審第9 次答申(別表1)の４４	キノリン
	中環審第9 次答申(別表1)の４５	銀及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の４６	グリオキサール
	中環審第9 次答申(別表1)の４７	クリセン（別名：ベンゾ［a］フェナントレン）
	中環審第9 次答申(別表1)の４８	グルタルアルデヒド
	中環審第9 次答申(別表1)の４９	クロム及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の５０	クロロアニリン
	中環審第9 次答申(別表1)の５１	クロロ酢酸
	中環審第9 次答申(別表1)の５２	１－クロロ－２，４－ジニトロベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の５３	クロロジブロモメタン（別名：ジブロモクロロメタン）

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の５４	ｐ－クロロニトロベンゼン（別名：ｐ－ニトロクロロベンゼン）
	中環審第9 次答申(別表1)の５５	（ＲＳ）－１－ｐ－クロロフェニル－４，４－ジメチル－３－（１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イルメチル）ペンタン－３－オール（別名：テブコナゾール）
	中環審第9 次答申(別表1)の５６	２－クロロプロピオン酸
	中環審第9 次答申(別表1)の５７	クロロベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の５８	クロロホルム
	中環審第9 次答申(別表1)の５９	３－クロロ－２－メチル－１－プロペン
	中環審第9 次答申(別表1)の６０	コバルト及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の６１	酢酸ビニル
	中環審第9 次答申(別表1)の６２	酢酸２－メトキシエチル（別名：エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート）
	中環審第9 次答申(別表1)の６３	酸化エチレン（別名：エチレンオキシド）
	中環審第9 次答申(別表1)の６４	酸化プロピレン（別名：１，２－エポキシプロパン）
	中環審第9 次答申(別表1)の６５	シアナミド
	中環審第9 次答申(別表1)の６６	２，４－ジアミノアニソール
	中環審第9 次答申(別表1)の６７	４，４’－ジアミノジフェニルエーテル
	中環審第9 次答申(別表1)の６８	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の６９	２－（ジエチルアミノ）エタノール
	中環審第9 次答申(別表1)の７０	四塩化炭素
	中環審第9 次答申(別表1)の７１	１，４－ジオキサン
	中環審第9 次答申(別表1)の７２	１，３－ジオキソラン
	中環審第9 次答申(別表1)の７３	シクロヘキシルアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の７４	１，２－ジクロロエタン
	中環審第9 次答申(別表1)の７５	１，１－ジクロロエチレン（別名：塩化ビニリデン）
	中環審第9 次答申(別表1)の７６	ｃｉｓ－１，２－ジクロロエチレン
	中環審第9 次答申(別表1)の７７	ｔｒａｎｓ－１，２－ジクロロエチレン
	中環審第9 次答申(別表1)の７８	ジクロロ酢酸
	中環審第9 次答申(別表1)の７９	１，２－ジクロロ－４－ニトロベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の８０	１，４－ジクロロ－２－ニトロベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の８１	１，２－ジクロロプロパン
	中環審第9 次答申(別表1)の８２	ジクロロブロモメタン（別名：ブロモジクロロメタン）
	中環審第9 次答申(別表1)の８３	ｏ－ジクロロベンゼン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の８４	ｐ－ジクロロベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の８５	ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）
	中環審第9 次答申(別表1)の８６	ジニトロトルエン
	中環審第9 次答申(別表1)の８７	１，６－ジニトロピレン
	中環審第9 次答申(別表1)の８８	１，８－ジニトロピレン
	中環審第9 次答申(別表1)の８９	ジビニルベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の９０	ジベンゾ［ａ，ｈ］アクリジン
	中環審第9 次答申(別表1)の９１	ジベンゾ［ａ，ｊ］アクリジン
	中環審第9 次答申(別表1)の９２	ジベンゾ［ａ，ｈ］アントラセン
	中環審第9 次答申(別表1)の９３	７Ｈ－ジベンゾ［ｃ，ｇ］カルバゾール
	中環審第9 次答申(別表1)の９４	ジベンゾ［ａ，ｅ］ピレン
	中環審第9 次答申(別表1)の９５	ジベンゾ［ａ，ｈ］ピレン
	中環審第9 次答申(別表1)の９６	ジベンゾ［ａ，ｉ］ピレン
	中環審第9 次答申(別表1)の９７	ジベンゾ［ａ，ｌ］ピレン
	中環審第9 次答申(別表1)の９８	Ｎ，Ｎ－ジメチルアセトアミド

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の９９	２，６－ジメチルアニリン
	中環審第9 次答申(別表1)の１００	ジメチルアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の１０１	ジメチルジスルフィド
	中環審第9 次答申(別表1)の１０２	ジメチル＝２，２，２－トリクロロ－１－ヒドロキシエチルホスホナート（別名：トリクロルホン又はＤＥＰ）
	中環審第9 次答申(別表1)の１０３	１，１－ジメチルヒドラジン
	中環審第9 次答申(別表1)の１０４	３，３’－ジメチルビフェニル－４，４’－ジイル＝ジイソシアネート
	中環審第9 次答申(別表1)の１０５	Ｎ，Ｎ－ジメチルホルムアミド
	中環審第9 次答申(別表1)の１０６	臭素化ビフェニル（臭素数が2 から5 までのもの及びその混合物に限る。）
	中環審第9 次答申(別表1)の１０７	臭素酸の水溶性塩
	中環審第9 次答申(別表1)の１０８	水銀及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の１０９	水素化テルフェニル
	中環審第9 次答申(別表1)の１１０	有機スズ化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の１１１	スチレン
	中環審第9 次答申(別表1)の１１２	セレン及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の１１３	ダイオキシン類

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の１１４	タリウム及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の１１５	チオ尿素
	中環審第9 次答申(別表1)の１１６	チオフェノール
	中環審第9 次答申(別表1)の１１７	チオりん酸O，Oージエチルー O－（２－イソプロピルー６－メチルー４－ピリミジニル）（別名：ダイアジノン）
	中環審第9 次答申(別表1)の１１８	チオりん酸O，Oージメチルー O－（３－メチルー４－ニトロフェニル）（別名：フェニトロチオン又はＭＥＰ）
	中環審第9 次答申(別表1)の１１９	デカブロモジフェニルエーテル
	中環審第9 次答申(別表1)の１２０	１，３，５，７－テトラアザトリシクロ［３．３．１．１３．７］デカン（別名：ヘキサメチレンテトラミン）
	中環審第9 次答申(別表1)の１２１	１，１，２，２－テトラクロロエタン
	中環審第9 次答申(別表1)の１２２	テトラクロロエチレン
	中環審第9 次答申(別表1)の１２３	２，３，５，６－テトラクロロ－ｐ－ベンゾキノン
	中環審第9 次答申(別表1)の１２４	テトラヒドロメチル無水フタル酸
	中環審第9 次答申(別表1)の１２５	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名：チウラム又はチラム）
	中環審第9 次答申(別表1)の１２６	テレフタル酸
	中環審第9 次答申(別表1)の１２７	テレフタル酸ジメチル
	中環審第9 次答申(別表1)の１２８	銅及びその化合物

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の129	トリエチルアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の130	トリエチレンテトラミン
	中環審第9 次答申(別表1)の131	1，1，2－トリクロロエタン
	中環審第9 次答申(別表1)の132	トリクロロエチレン
	中環審第9 次答申(別表1)の133	トリクロロ酢酸
	中環審第9 次答申(別表1)の134	2，4，6－トリクロロ－1，3，5－トリアジン
	中環審第9 次答申(別表1)の135	2，4，6－トリクロロフェノール
	中環審第9 次答申(別表1)の136	1，2，3－トリクロロプロパン
	中環審第9 次答申(別表1)の137	1，2，4－トリクロロベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の138	o－トリジン（別名：3，3’－ジメチルベンジジン）
	中環審第9 次答申(別表1)の139	1，3，5－トリス（2，3－エポキシプロピル）－1，3，5－トリアジン－2，4，6（1H，3H，5H）－トリオン
	中環審第9 次答申(別表1)の140	トルイジン
	中環審第9 次答申(別表1)の141	トルエン
	中環審第9 次答申(別表1)の142	トルエンジアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の143	ジイソシアネート（別名：トリレンジイソシアネート）

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の144	ナフタレン
	中環審第9 次答申(別表1)の145	1，5－ナフタレンジイル＝ジイソシアネート
	中環審第9 次答申(別表1)の146	二塩化酸化ジルコニウム
	中環審第9 次答申(別表1)の147	二臭化エチレン（別名：1，2－ジブロモエタン又はＥＤＢ）
	中環審第9 次答申(別表1)の148	ニッケル及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の149	ｏ－ニトロアニソール
	中環審第9 次答申(別表1)の150	ｏ－ニトロアニリン
	中環審第9 次答申(別表1)の151	Ｎ－ニトロソジエチルアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の152	Ｎ－ニトロソジ－ｎ－ブチルアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の153	Ｎ－ニトロソジ－ｎ－プロピルアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の154	Ｎ－ニトロソジメチルアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の155	Ｎ－ニトロソ－Ｎ－メチル尿素
	中環審第9 次答申(別表1)の156	Ｎ－ニトロソモルホリン
	中環審第9 次答申(別表1)の157	ｏ－ニトロトルエン
	中環審第9 次答申(別表1)の158	1－ニトロピレン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の159	3－ニトロフルオランテン
	中環審第9 次答申(別表1)の160	2－ニトロフルオレン
	中環審第9 次答申(別表1)の161	3－ニトロベンズアントロン
	中環審第9 次答申(別表1)の162	ニトロベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の163	ニトロメタン
	中環審第9 次答申(別表1)の164	二硫化炭素
	中環審第9 次答申(別表1)の165	ノニルフェノール
	中環審第9 次答申(別表1)の166	バナジウム及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の167	5’－［N，N－ビス（2－アセチルオキシエチル）アミノ］－2’－（2－ブロモ－4，6－ジニトロフェニルアゾ）－4’－メトキシアセトアニリド
	中環審第9 次答申(別表1)の168	1，3－ビス［（2，3－エポキシプロピル）オキシ］ベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の169	ビス（N，N－ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛（別名：ジラム）
	中環審第9 次答申(別表1)の170	ヒ素及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の171	ヒドラジン
	中環審第9 次答申(別表1)の172	ヒドロキノン
	中環審第9 次答申(別表1)の173	4－ビニル－1－シクロヘキセン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の174	２－ビニルピリジン
	中環審第9 次答申(別表1)の１75	Ｎ－ビニル－２－ピロリドン
	中環審第9 次答申(別表1)の１76	ビフェニル
	中環審第9 次答申(別表1)の１77	ピペラジン
	中環審第9 次答申(別表1)の１78	ピリジン
	中環審第9 次答申(別表1)の１79	ピレン
	中環審第9 次答申(別表1)の１80	フェニルヒドラジン
	中環審第9 次答申(別表1)の１81	２－フェニルフェノール
	中環審第9 次答申(別表1)の１82	Ｎ－フェニルマレイミド
	中環審第9 次答申(別表1)の１83	フェニレンジアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の１84	ｐ－フェネチジン
	中環審第9 次答申(別表1)の１85	フェノール
	中環審第9 次答申(別表1)の１86	１，３－ブタジエン
	中環審第9 次答申(別表1)の１87	フタル酸ジアリル
	中環審第9 次答申(別表1)の１88	フタル酸ジ－２－エチルヘキシル（別名：フタル酸ビス（２－エチルヘキシル））

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の189	フタル酸ジブチル（別名：フタル酸ジ－ｎ－ブチル）
	中環審第9 次答申(別表1)の１90	フタル酸ｎ－ブチル＝ベンジル
	中環審第9 次答申(別表1)の１91	ｎ－ブチル－２，３－エポキシプロピルエーテル
	中環審第9 次答申(別表1)の１92	ブチルヒドロキシアニソール（別名：ＢＨＡ）
	中環審第9 次答申(別表1)の１93	ｔｅｒｔ－ブチル＝ヒドロペルオキシド
	中環審第9 次答申(別表1)の１94	フッ化物（水溶性無機化合物に限る）
	中環審第9 次答申(別表1)の１95	２－ブテナール
	中環審第9 次答申(別表1)の１96	フラン
	中環審第9 次答申(別表1)の１97	フルオランテン
	中環審第9 次答申(別表1)の１98	フルオレン
	中環審第9 次答申(別表1)の１99	２－プロピン－１－オール
	中環審第9 次答申(別表1)の 200	１－ブロモプロパン
	中環審第9 次答申(別表1)の 201	２－ブロモプロパン
	中環審第9 次答申(別表1)の 202	ブロモホルム（別名：トリブロモメタン）
	中環審第9 次答申(別表1)の 203	ブロモメタン（別名：臭化メチル）

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の 204	ヘキサメチレンベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の 205	ヘキサメチレンジアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の 206	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート
	中環審第9 次答申(別表1)の 207	ヘキサン（別名：ｎ－ヘキサン）
	中環審第9 次答申(別表1)の 208	ベリリウム及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の 209	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩
	中環審第9 次答申(別表1)の 210	ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）（別名：ＰＦＯＳ）
	中環審第9 次答申(別表1)の 211	ベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の 212	１，２，４－ベンゼントリカルボン酸１，２－無水物
	中環審第9 次答申(別表1)の 213	ベンゾ［ａ］アントラセン
	中環審第9 次答申(別表1)の 214	ベンゾトリクロライド（別名：ベンジリジン＝トリクロリド）
	中環審第9 次答申(別表1)の 215	ベンゾ［ａ］ピレン
	中環審第9 次答申(別表1)の 216	ベンゾ［ｅ］ピレン
	中環審第9 次答申(別表1)の 217	ベンゾ［ｂ］フルオランテン
	中環審第9 次答申(別表1)の 218	ベンゾ［ｊ］フルオランテン

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の 219	ベンゾ［ｋ］フルオランテン
	中環審第9 次答申(別表1)の 220	ペンタクロロベンゼン
	中環審第9 次答申(別表1)の 221	ほう素化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の 222	ポリ塩化ナフタレン
	中環審第9 次答申(別表1)の 223	ポリ塩素化ビフェニル（別名：ＰＣＢ、ポリ塩化ビフェニル）
	中環審第9 次答申(別表1)の 224	ホルムアルデヒド
	中環審第9 次答申(別表1)の 225	マンガン及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の 226	無水マレイン酸
	中環審第9 次答申(別表1)の 227	メタクリル酸
	中環審第9 次答申(別表1)の 228	メタクリル酸２，３－エポキシプロピル
	中環審第9 次答申(別表1)の 229	メタクリル酸メチル
	中環審第9 次答申(別表1)の 230	Ｎ－メチルアニリン
	中環審第9 次答申(別表1)の 231	メチルアミン
	中環審第9 次答申(別表1)の 232	Ｎ－メチルカルバミン酸１－ナフチル（別名：カルバリル又はＮＡＣ）
	中環審第9 次答申(別表1)の 233	Ｎ－メチルカルバミン酸２－ｓｅｃ－ブチルフェニル（別名：フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質	中環審第9 次答申(別表1)の 234	３－メチルチオプロパナール
	中環審第9 次答申(別表1)の 235	１－メチルナフタレン
	中環審第9 次答申(別表1)の 236	２－メチルナフタレン
	中環審第9 次答申(別表1)の 237	４，４’－メチレンジアニリン
	中環審第9 次答申(別表1)の 238	４，４’－メチレンビス（２－クロロアニリン）（別名：３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフェニルメタン）
	中環審第9 次答申(別表1)の 239	メチレンビス（４，１－シクロヘキシレン）＝ジイソシアネート
	中環審第9 次答申(別表1)の 240	メチレンビス（４－フェニルイソシアネート）（別名：メチレンビス（４，１－フェニレン）＝ジイソシアネート）
	中環審第9 次答申(別表1)の 241	２－メトキシエタノール（別名：エチレングリコールモノメチルエーテル）
	中環審第9 次答申(別表1)の 242	２－メルカプトイミダゾリン（別名：エチレンチオウレア、２－イミダゾリジンチオン）
	中環審第9 次答申(別表1)の 243	モリブデン及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表1)の 244	モルホリン
	中環審第9 次答申(別表1)の 245	りん酸ジメチル＝２，２－ジクロロビニル（別名：ジクロルボス又はＤＤＶＰ）
	中環審第9 次答申(別表1)の 246	リン酸トリス（クロロエチル）（別名：りん酸トリス（２－クロロエチル））
	中環審第9 次答申(別表1)の 247	リン酸トリス（２，３－ジブロモプロピル）
	中環審第9 次答申(別表1)の 248	りん酸トリトリル

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9 次答申(別表2)の1	アクリロニトリル
	中環審第9 次答申(別表2)の2	アセトアルデヒド
	中環審第9 次答申(別表2)の3	塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン、塩化ビニル）
	中環審第9 次答申(別表2)の4	塩化メチル（別名：クロロメタン）
	中環審第9 次答申(別表2)の5	クロム及び三価クロム化合物
	中環審第9 次答申(別表2)の6	六価クロム化合物
	中環審第9 次答申(別表2)の7	クロロホルム
	中環審第9 次答申(別表2)の8	酸化エチレン（別名：エチレンオキシド）
	中環審第9 次答申(別表2)の9	1，2－ジクロロエタン
	中環審第9 次答申(別表2)の10	ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）
	中環審第9 次答申(別表2)の11	水銀及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表2)の12	ダイオキシン類

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（優先取組物質）	中環審第9 次答申(別表2)の13	テトラクロロエチレン
	中環審第9 次答申(別表2)の14	トリクロロエチレン
	中環審第9 次答申(別表2)の15	トルエン
	中環審第9 次答申(別表2)の16	ニッケル化合物
	中環審第9 次答申(別表2)の17	ヒ素及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表2)の18	1，3ーブタジエン
	中環審第9 次答申(別表2)の19	ベリリウム及びその化合物
	中環審第9 次答申(別表2)の20	ベンゼン
	中環審第9 次答申(別表2)の21	ベンゾ［a］ピレン
	中環審第9 次答申(別表2)の22	ホルムアルデヒド
	中環審第9 次答申(別表2)の23	マンガン及びその化合物

大気汚染防止法では規制対象物質の名称を限定列挙せず、多種多様な物質を揮発性有機化合物（ＶＯＣ）として包括的に指定しています。

揮発性有機化合物（VOC）に該当する主な物質

（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（通知） 環境省環境管理局長

環管大発第 050617001 号 平成１７年6月１７日）
https://www.env.go.jp/air/osen/voc/seido/060.pdf

なお上記の通知では各物質のCAS 番号が付されていませんので、下記手引きを引用します。
VOC 排出抑制の手引き ―自主的取組の普及・促進に向けて― 参考資料（第３版）

平成22 年10 月、経済産業省・社団法人 産業環境管理協会）
https://www.kansai.meti.go.jp/3-6kankyo/VOC/VOC-tebiki-sankou_22fy.pdf
（平成12 年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列）

順位	物質名	CAS　RN
1	トルエン	108-88-3
2	キシレン	1330-20-7
3	１，３，５－トリメチルベンゼン	108-67-8
4	酢酸エチル	141-78-6
5	デカン	124-18-5
6	メチルアルコール	67-56-1
7	ジクロロメタン	75-09-2
8	メチルエチルケトン	78-93-3
9	n-ブタン	106-97-8
10	イソブタン	75-28-5
11	トリクロロエチレン	79-01-6
12	イソプロピルアルコール	67-30-0
13	酢酸ブチル	123-86-4
14	アセトン	67-64-1
15	メチルイソブチルケトン	108-10-1
16	ブチルセロソルブ （2-Butoxyethanol, 2-tert-Butoxyethanol）	111-76-2 7580-85-0
17	n-ヘキサン	110-54-3
18	n-ブタノール	78-92-2
19	n-ペンタン	109-66-0
20	ｃｉｓ－２－ブテン	107-01-7
21	イソブタノール	78-83-1

22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2
23	テトラクロロエチレン	127-18-4
24	シクロヘキサン	110-82-7
25	酢酸プロピレン	109-60-4
26	trans-2-ブテン	624-64-6
27	エチルセロソルブ	110-80-5
28	ウンデカン	1120-21-4
29	ノナン	111-84-2
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	108-65-6
31	2-メチルペンタン	107-83-5
32	エチレングリコール	107-21-1
33	2-メチル-2-ブテン	513-35-9
34	エチルシクロヘキサン	1678-91-7
35	テトラリン	119-64-2
36	メチルアミルケトン	110-43-0
37	メチルn-ブチルケトン	591-78-6
38	クロロメタン	74-87-3
39	ベンジルアルコール	100-51-6
40	シクロペンタン	120-92-3
41	2-メチル-1-ブテン	563-46-2
42	n-ヘプタン	142-82-5
43	ビシクロヘキシル	92-51-3
44	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
45	trans-2-ペンテン	646-04-8
46	cis-2-ペンテン	627-20-3
47	スチレン	100-42-5
48	n-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
49	エチルセロソルブアセデート	111-15-9
50	ベンゼン	71-43-2
51	イソホロン	78-59-1
52	シクロヘキサノン	108-94-1
53	エタノール	64-17-5
54	メチルシクロペンタン	96-37-7
55	酢酸ビニル	108-05-4
56	3-メチルヘキサン	589-34-4
57	2,3-ジメチルブタン	79-29-8
58	2,2-ジメチルブタン	75-83-2
59	メチルシクロヘキサン	108-87-2
60	イソプロピルセロソルブ	109-59-1
61	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
62	塩化ビニルモノマー	75-01-4
63	テトラフルオロエチレン	116-14-3

64	エチルベンゼン	100-41-4
65	クメン	98-82-8
66	クロロエタン	75-00-3
67	トリクロロエタン	71-55-6
68	アクリロニトリル	107-13-1
69	テトラヒドロフラン	109-99-9
70	エチレングリコールモノメチルエーテル	109-86-4
71	n-プロピルブロマイド	106-94-5
72	メタクリル酸メチル	80-62-6
73	1,3-ブタジエン	106-99-0
74	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
75	2,4-ジメチルペンタン	108-08-7
76	酸化プロピレン	75-56-9
77	クロロホルム	67-66-3
78	臭化メチル	74-83-9
79	ジペンテン	7705-14-8
80	1-ヘプテン	592-76-7
81	1,4-ジオキサン	123-91-1
82	アセトニトリル	75-05-8
83	塩化アリル	107-05-1
84	アクリル酸	79-10-7
85	イソプレン	78-79-5
86	アセトアルデヒド	75-07-0
87	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
88	メチルセロソルブアセテート	110-49-6
89	エチレンオキシド	75-21-8
90	o-ジクロロベンゼン	95-50-1
91	クロロベンゼン	108-90-7
92	ギ酸メチル	107-31-3
93	トリエチルアミン	121-44-8
94	3-メチルヘプタン	589-81-1
95	フェノール	108-95-2
96	ナフタレン	90-30-2
97	アクリル酸メチル	96-33-3
98	シクロヘキシルアミン	108-91-8
99	ホルムアルデヒド	50-00-0
100	エピクロロヒドリン	106-89-8

3.2.4 土壌汚染対策法 特定有害物質

3.2.4-1 特定有害物質

土壌汚染対策法（施行日： 令和八年七月一日（令和八年法律二十二号による改正））
第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒ひ素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
土壌汚染対策法施行令（施行日： 令和六年四月一日（令和五年政令第三百四号による改正））
第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。
土壌汚染対策法施行規則（施行日： 令和八年七月一日（令和八年環境省令第十九号による改正））
第四条 3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。
一 前条第三号に掲げる土地を含む単位区画
二 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画
イ 試料採取等対象物質が令第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める単位区画
（1） 第一項の規定により土壌汚染状況調査の対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画
（2） 三十メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか一区画
ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第五号、第十三号、第十四号、第二十号から第二十二号まで若しくは第二十四号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合 次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める単位区画
（1） 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか五区画
（2） 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下である場合 当該三十メートル格子内にある全ての一部対象区画

No.	化学物質名	分類
一	カドミウム及びその化合物	第二種特定有害物質
二	六価クロム化合物	第二種特定有害物質
三	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	第一種特定有害物質
四	２－クロロ－４，６－ビス（エチルアミノ）－１，３，５－トリアジン（別名シマジン又はＣＡＴ）	第三種特定有害物質
五	シアン化合物	第二種特定有害物質
六	Ｎ，Ｎ－ジエチルチオカルバミン酸Ｓ－４－クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	第三種特定有害物質
七	四塩化炭素	第一種特定有害物質
八	１，２－ジクロロエタン	第一種特定有害物質
九	１，１－ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	第一種特定有害物質
十	１，２－ジクロロエチレン	第一種特定有害物質
十一	１，３－ジクロロプロペン（別名Ｄ－Ｄ）	第一種特定有害物質
十二	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	第一種特定有害物質
十三	水銀及びその化合物	第二種特定有害物質
十四	セレン及びその化合物	第二種特定有害物質
十五	テトラクロロエチレン	第一種特定有害物質
十六	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	第三種特定有害物質
十七	１，１，１－トリクロロエタン	第一種特定有害物質
十八	１，１，２－トリクロロエタン	第一種特定有害物質
十九	トリクロロエチレン	第一種特定有害物質
二十	鉛及びその化合物	第二種特定有害物質
二十一	砒素及びその化合物	第二種特定有害物質
二十二	ふっ素及びその化合物	第二種特定有害物質
二十三	ベンゼン	第一種特定有害物質
二十四	ほう素及びその化合物	第二種特定有害物質
二十五	ポリ塩化ビフェニル（別名ＰＣＢ）	第三種特定有害物質
二十六	有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）に限る。）	第三種特定有害物質

3.2.5 紛争鉱物（コンフリクトミネラル）

米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）

2010年7月に成立した金融規制改革法（ドッド・フランク法）1502条は、コンゴ民主共和国（DRC）及びアンゴラやザンビアなどの周辺諸国で採掘された4種の鉱物資源のすず、タンタル、タングステン、金に対して規制をかけました。これら4種の鉱物資源は、英単語の頭文字を取って「3TG」と呼ばれます。同法のもとでは、上場企業は、これらを使用した製品を製造、委託製造しているか否かについて、米国証券取引委員会（SEC）に報告し、かつホームページで開示することが義務付けられています。そのため、サプライチェーンを辿ってDRCから紛争鉱物を購入していないことを確認する必要があります。紛争に関与していないことが示されれば、「DRCコンフリクト・フリー」と認められる。

No.	金属名
1	金
2	タンタル
3	タングステン
4	錫

また、弊社では責任ある鉱物調達の観点により、以下の物質についても「金、タンタル、タングステン酸、錫」と同等の管理をお願いしています。

No.	物質名
1	コバルト
2	雲母（マイカ*
3	銅
4	グラファイト*
5	リチウム
6	ニッケル

＊「雲母」を含有する際は、天然雲母であるか合成雲母であるかの特定もお願いします。
＊「グラファイト」を含有する際は、天然グラファイトであるか合成グラファイトであるかの特定もお願いします。
＊ No.3～No.6 に関しては、2025 年4 月25 日に RMI：Responsible Minerals Initiative が EMRT2.0 をリリースされ、対象物質が追加されました。
参考URL：https://eco-hearts.com/blog/2025/04/cmrt_emrt/

3.2.6 REACH SVHC候補物質（chemSHERPA 未収載）

REACH規則の第34次・第35次SVHC候補物質の公表に伴い、
新たに3物質が追加され、SVHC候補物質は合計253物質となりました。
（2026年7月29日）

Name	CAS RN®
1,1′-(ethane-1,2-diyl)bis[pentabromobenzene](DBDPE)	84852-53-9
n-hexane	110-54-3
4,4′-[2,2,2-trifluoro-1-(trifluoromethyl)ethylidene]diphenol and its salts	-

改訂	期日	内容
0	2021.04.16	
1	2022.10.01	物質リスト更新 ・最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。 ・chemSHERPA 新バージョン発表を受け最新バージョンに更新しました。 ・監視化学物質、優先評価化学物質を 2022 年 4 月 1 日現在に更新しました。 ・揮発性有機化合物 ”16 ブチルセロソルブ”の CAS RN®を修正しまた。
2	2023.10.01	物質リスト更新 ・新たに削減化学物質を1つ設定しました ・chemSHERPA は、最新版をホームページよりダウンロードする記載に変更しました。 ・弊社独自自主管理規制物質に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二種特定化学物質を追加しました。 ・監視化学物質、優先評価化学物質を 2023 年 4 月 1 日現在に更新しました。 ・最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。 ・水質汚濁防止法施行令改正により新たに指定物質となった 4 物質を追加しました。 また、油も管理対象としました。 ・土壌汚染対策法施行令で指定された特定有害物質を新たに管理対象物質として設定しました。
3	2024.10.01	物質リスト更新 ・化審法一特として新たに追加されたPFHxS 及びその塩を禁止対象としました。 ・第二種特定化学物質のﾘｽﾄの見直しをしました。 ・揮発性有機化合物（VOC）を大気汚染防止法で整理し、VOC以外の物質も管理対象としました。 ・最新法令を確認し、各法令の最終更新日の記載を変更しました。 ・監視化学物質、優先評価化学物質を2024 年4 月1 日現在に更新しました。 ・ SVHC改訂候補、新規追加物質
4	2025.10.01	物質リスト更新 ・化審法一特として新たに追加された4 物質を禁止対象としました。 ・化審法第２種特定化学物質として１物質を追加しました。 ・特定一般化学物質が新たに規定されたので、リストを作成しました。
5	2026.10.01	・物質リスト更新 ・文章中の文言を一部修正しました。 ・SVHC34,35 次追加物質を調査対象として収載しました。 ・書式を一部修正しました。 ・文章中の誤字および一部文言を修正しました。